

愛媛運輸支局・独立行政法人自動車技術総合機構 愛媛事務所の人事異動のお知らせ

平成30年4月1日付

局 長	大谷 雅実（おおたに まさみ） 広島出身	← 瀬部 充一 （退職）
支局長	宮武 卓（みやたけ たかし） 愛媛出身	変更なし
次 長	谷口 政賀津（たにぐち まさかず）	変更なし
首 席 （総務・企画観光部門）	山本 充一（やまもと みちひと）	← 山下 文明 （総務部 会計課長）
（輸送・監査部門）	谷本 昌啓（たにもと まさひろ）	変更なし
（登録部門）	目戸 孝憲（めど たかのり）	変更なし
（検査・整備保安部門）	有澤 文男（ありさわ ふみお）	← 久保 泰孝 （自動車技術総合機構 四国検査部 検査課長）
（海事部門）	海田 俊行（かいだ としゆき）	← 大麻 浩三 （観光部 国際観光課長）
（運行労務監理官）	俵原 一憲（たらはら かずのり）	変更なし
自動車技術総合機構 四国検査部 愛媛事務所 （所 長）	真鍋 裕之（まなべ ひろゆき）	変更なし

軽自動車検査協会 愛媛事務所の 人事異動のお知らせ

平成30年4月1日付

転入された方

氏 名	発 令（新）	現 職（旧）
新田 佳和	軽自動車検査協会 愛媛事務所長	軽自動車検査協会 香川主管事務所 管理課長
大野 雄志	軽自動車検査協会 愛媛事務所 業務課長	軽自動車検査協会 高知事務所 業務課長
森口 賢一	軽自動車検査協会 愛媛事務所 業務課総括検査員	軽自動車検査協会 香川主管事務所 検査・企画課総括検査員
荒井 美保	軽自動車検査協会 愛媛事務所 業務課主任検査員	軽自動車検査協会 高知事務所 業務課主任検査員

転出された方

氏 名	発 令（新）	現 職（旧）
水野 実也	四国運輸局 徳島運輸支局 次長	軽自動車検査協会 愛媛事務所長
有澤 文男	四国運輸局 愛媛運輸支局 首席陸運技術専門官	軽自動車検査協会 愛媛事務所 業務課長
近藤不二男	軽自動車検査協会 香川主管事務所 検査・企画課上級検査員	軽自動車検査協会 愛媛事務所 業務課上級検査員
原野 隆行	軽自動車検査協会 徳島事務所 業務課主任検査員	軽自動車検査協会 愛媛事務所 業務課主任検査員

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

継続検査申請書

専用3号様式

①自動車登録番号 1341	①車検種別 1	②手数料 1	③有効期間 1	④出張 1	⑤処理 1	⑥例外 1	⑦希釈解除 1	⑧NOx-PM 1	⑨証明書指示 1
⑩自動車登録番号 1341	⑪車検種別 1	⑫手数料 1	⑬有効期間 1	⑭出張 1	⑮処理 1	⑯例外 1	⑰希釈解除 1	⑱NOx-PM 1	⑲証明書指示 1

⑩車検種別
1 新車検査
2 新車検査
3 新車検査
4 新車検査

⑪車検種別
1 新車検査
2 新車検査
3 新車検査
4 新車検査

⑫手数料
1 手数料
2 手数料
3 手数料
4 手数料

⑬有効期間
1 有効期間
2 有効期間
3 有効期間
4 有効期間

⑭出張
1 出張
2 出張
3 出張
4 出張

⑮処理
1 処理
2 処理
3 処理
4 処理

⑯例外
1 例外
2 例外
3 例外
4 例外

⑰希釈解除
1 希釈解除
2 希釈解除
3 希釈解除
4 希釈解除

⑱NOx-PM
1 NOx-PM
2 NOx-PM
3 NOx-PM
4 NOx-PM

⑲証明書指示
1 証明書指示
2 証明書指示
3 証明書指示
4 証明書指示

⑩車検種別
1 新車検査
2 新車検査
3 新車検査
4 新車検査

⑪車検種別
1 新車検査
2 新車検査
3 新車検査
4 新車検査

⑫手数料
1 手数料
2 手数料
3 手数料
4 手数料

⑬有効期間
1 有効期間
2 有効期間
3 有効期間
4 有効期間

⑭出張
1 出張
2 出張
3 出張
4 出張

⑮処理
1 処理
2 処理
3 処理
4 処理

⑯例外
1 例外
2 例外
3 例外
4 例外

⑰希釈解除
1 希釈解除
2 希釈解除
3 希釈解除
4 希釈解除

⑱NOx-PM
1 NOx-PM
2 NOx-PM
3 NOx-PM
4 NOx-PM

⑲証明書指示
1 証明書指示
2 証明書指示
3 証明書指示
4 証明書指示

⑩車検種別
1 新車検査
2 新車検査
3 新車検査
4 新車検査

⑪車検種別
1 新車検査
2 新車検査
3 新車検査
4 新車検査

⑫手数料
1 手数料
2 手数料
3 手数料
4 手数料

⑬有効期間
1 有効期間
2 有効期間
3 有効期間
4 有効期間

⑭出張
1 出張
2 出張
3 出張
4 出張

⑮処理
1 処理
2 処理
3 処理
4 処理

⑯例外
1 例外
2 例外
3 例外
4 例外

⑰希釈解除
1 希釈解除
2 希釈解除
3 希釈解除
4 希釈解除

⑱NOx-PM
1 NOx-PM
2 NOx-PM
3 NOx-PM
4 NOx-PM

⑲証明書指示
1 証明書指示
2 証明書指示
3 証明書指示
4 証明書指示

運輸支局コード（固定）『70-』を除いた認証番号

全国どこで受検しても『83』を記入します。

（注1）実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。

（注2）指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き
①新規検査（中古）
②予備検査（中古）
③継続検査



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

対象手続き
①新規検査 (中古)
②予備検査 (中古)
③継続検査

運輸支局コード (固定) 『70-』を除いた認証番号
全国どこで受検しても『83』を記入します。
(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。
(注2) 指定工場の方が持込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

第1号様式
自動車検査証記入 申請書
①新規格車 ②中古車 ③軽自動車 ④小型自動車 ⑤大型自動車 ⑥乗用車 ⑦貨物車 ⑧その他
⑨自動車検査証記入 ⑩自動車検査証記入 ⑪自動車検査証記入 ⑫自動車検査証記入 ⑬自動車検査証記入 ⑭自動車検査証記入 ⑮自動車検査証記入 ⑯自動車検査証記入 ⑰自動車検査証記入 ⑱自動車検査証記入 ⑲自動車検査証記入 ⑳自動車検査証記入 ㉑自動車検査証記入 ㉒自動車検査証記入 ㉓自動車検査証記入 ㉔自動車検査証記入 ㉕自動車検査証記入 ㉖自動車検査証記入 ㉗自動車検査証記入 ㉘自動車検査証記入 ㉙自動車検査証記入 ㉚自動車検査証記入 ㉛自動車検査証記入 ㉜自動車検査証記入 ㉝自動車検査証記入 ㉞自動車検査証記入 ㉟自動車検査証記入 ㊱自動車検査証記入 ㊲自動車検査証記入 ㊳自動車検査証記入 ㊴自動車検査証記入 ㊵自動車検査証記入 ㊶自動車検査証記入 ㊷自動車検査証記入 ㊸自動車検査証記入 ㊹自動車検査証記入 ㊺自動車検査証記入 ㊻自動車検査証記入 ㊼自動車検査証記入 ㊽自動車検査証記入 ㊾自動車検査証記入 ㊿自動車検査証記入



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

【国土交通省ホームページにおける登録車を対象とする 次回自動車重量税額照会サービスの開始について】

国土交通省ホームページにおいて、登録車を対象とする次回の自動車重量税額を照会するサービス（別紙参照）が運用開始されましたので、お知らせ致します。従いましては、会員の皆様から直接国土交通省のホームページを呼び出して重量税額を確認することができます。※軽自動車の自動車重量税額の照会はできませんので、お含みおきください。

なお、振興会にお問い合わせの場合は、従来通り F A X にて問い合わせ頂いたものに限り、4 回に区分して回答させていただきますので、別紙の「自動車重量税確認依頼書」《登録車用（車台番号すべて記入のこと）、軽自動車用》をご活用いただき、振興会まで送信していただきますよう、お願い申し上げます。

<参考>

●国土交通省「次回自動車重量税額照会サービス」

<https://www.nextmvt.mlit.go.jp/nextmvt-web/>

※国土交通省の自動車関係税制関連ページから、当該サービスのページに移行することができます。

（一社）愛媛県自動車整備振興会

T E L : 089-956-2181

F A X : 089-956-2188

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

② <https://www.nextmvt.mlit.go.jp/>

③ 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご覧一読ください。

④ 「照会画面へ」をクリック。

⑦ 重量税額が表示されます。

- 車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- 検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。

車台番号 (全桁)	NHW20
検査予定日	2018/04/30
有効期年数	2年

自動車重量税額 (円) ⑦ 15,000

戻る

④ 車台番号を入力します。
(アルファベットは大文字で入力をお願いします。)

⑤ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。

⑥ 「照会」をクリック。

④ NHW20 (年次)

⑤ 2018/04/30 カレンダー

⑥ 照会

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



QRコードはコチラ→

四国運輸局
愛媛運輸支局

【登録車】自動車重量税確認依頼書

一 般 愛媛県自動車整備振興会 宛
社団法人
FAX 089-956-2188

依 頼 事 業 場				依 頼 日	年	月	日
認証番号	7 0 -		ご担当者様				
事業場名							
電話番号	089	-	FAX番号	089	-	-	

	登 録 番 号 または 車 両 番 号			車 台 番 号 (記入がない場合は確認できません。)	申請予定年月日	税 額
	支局名	分類番号	かな			
例	えひめ	500	な	1234	2018年5月1日	
1					年 月 日	
2					年 月 日	
3					年 月 日	
4					年 月 日	
5					年 月 日	

※国土交通省HPからも検索できますので、ご活用ください。 <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/>



(1.03)

【軽自動車】自動車重量税確認依頼書

一般愛媛県自動車整備振興会 宛
社団法人
FAX 089-956-2188

依 頼 事 業 場			
認証番号	7 0 -	ご担当者様	依頼日 年 月 日
事業場名			
電話番号	089 - -	FAX番号 089 - -	

	登 録 番 号 または 車 両 番 号			車 台 番 号 (下 4 桁)	申請予定年月日	税 額
	支局名	分類番号	かな	一連指定番号		
例	えひめ	580	な	1234	2018年5月1日	
1					年 月 日	
2					年 月 日	
3					年 月 日	
4					年 月 日	
5					年 月 日	

お願い

継続検査申請書への整備工場コードの記入について

登録自動車については、継続検査申請書へ自動車分解整備事業場の認証番号の記入を必須とする取り扱いが、平成30年6月1日より開始されます。

軽自動車につきましては、平成31年度中に準備が整い次第開始する予定ですので、継続検査申請書の整備工場コード欄には、認証番号を記入しないようにお願いいたします。

■ 継続検査申請書 軽専用第2号様式

④業務種別 ①車両提示 ③手数料 ⑤証明書指示 ⑥処理 ⑦例外 ⑧制限解除

0031 2 1 検込 1 無料

①車両番号 ②車台番号 (自動車検査証の車両番号のうち下7桁の数字等8記入) ③整備工場コード

(記入例) 軽 検 協 580 お 1234 (記入例) AB3-1234567 記入

④定期点検 ⑤受検形態 ⑥装置名等コード ⑦走行距離計表示値

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

申請者（使用者）
氏名又は名称

住所

み 印 ほ ん

軽自動車検査協会
平成 年 月 日

記入しないでください



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

すれ違い用前照灯(ロービーム)の 計測手法を見直し、 平成30年6月1日から適用します。

平成27年9月1日より、ヘッドライトテストによる審査は原則としてすれ違い用前照灯(ロービーム)を計測することにより行っていますが、当面の対応として、審査機器による計測が困難な一部の自動車(以下「計測困難な自動車」という。)に対して走行用前照灯(ハイビーム)による審査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による審査の全面施行に向けた前段階として計測手法及び計測困難な自動車を見直すこととします。

【概要】

◆計測手法及び計測困難な自動車を次のとおりとします。

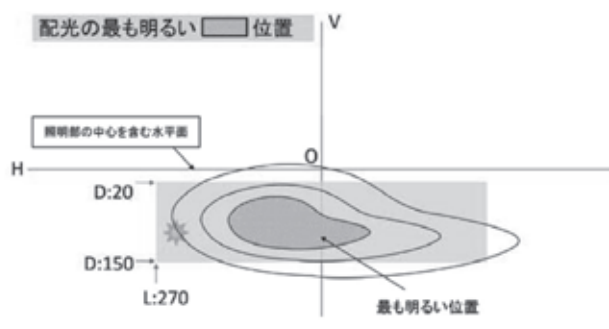
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2) (1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げないものとして、次の①又は②に該当するものに限り「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができます。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

- ① エルボー点の位置(図中「○」)又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方 1.5° (260mm)及び右方 2.5° (440mm)の鉛直線とカットオフラインが交わる2つの位置(新ロジックの計測位置：図中「○」)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



- ② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。)



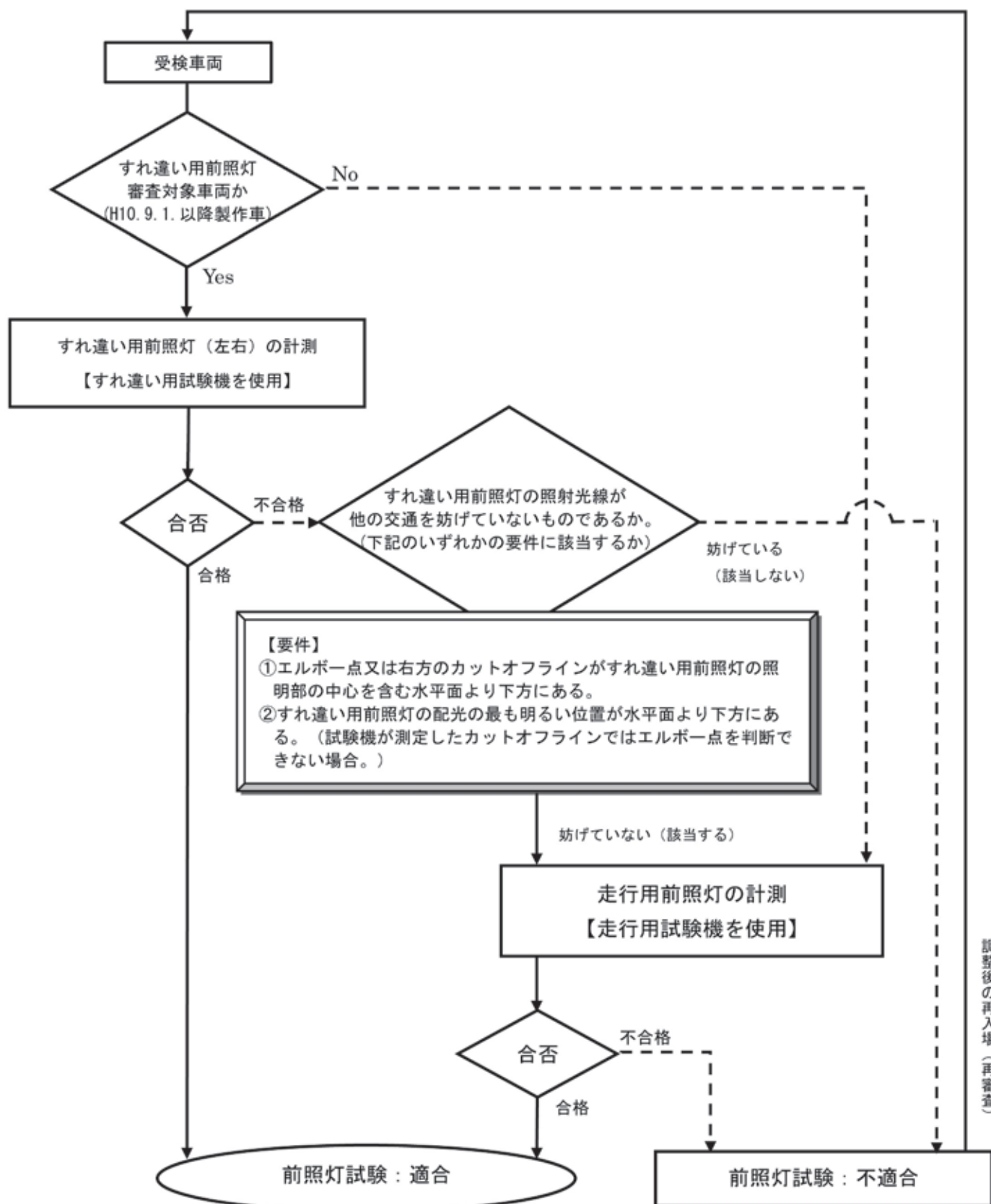
◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車(トレーラ、二輪車、側車付二輪車、大型特殊車を除く。)

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

ご不明な点についてはお問い合わせください。

検査コースにおける前照灯試験機を用いた審査フロー



お知らせ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の 計測手法を見直し

平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

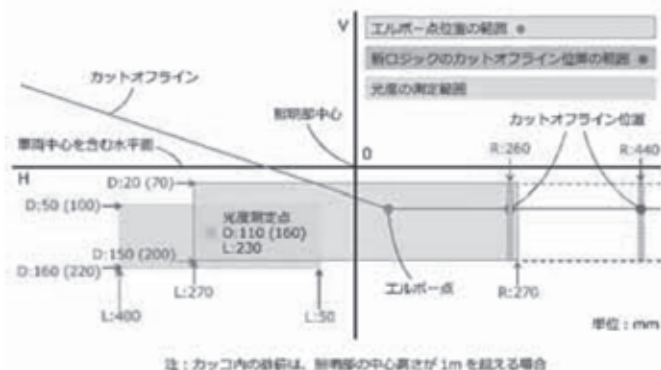
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

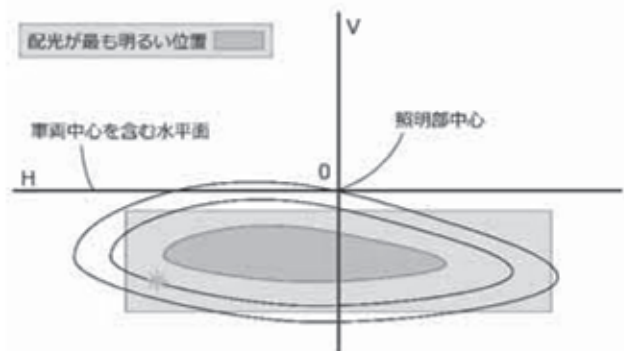
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2) (1)による計測の結果、不適合と表示された場合、次の①又は②に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

① エルボ一点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置（新ロジック※の計測位置）が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



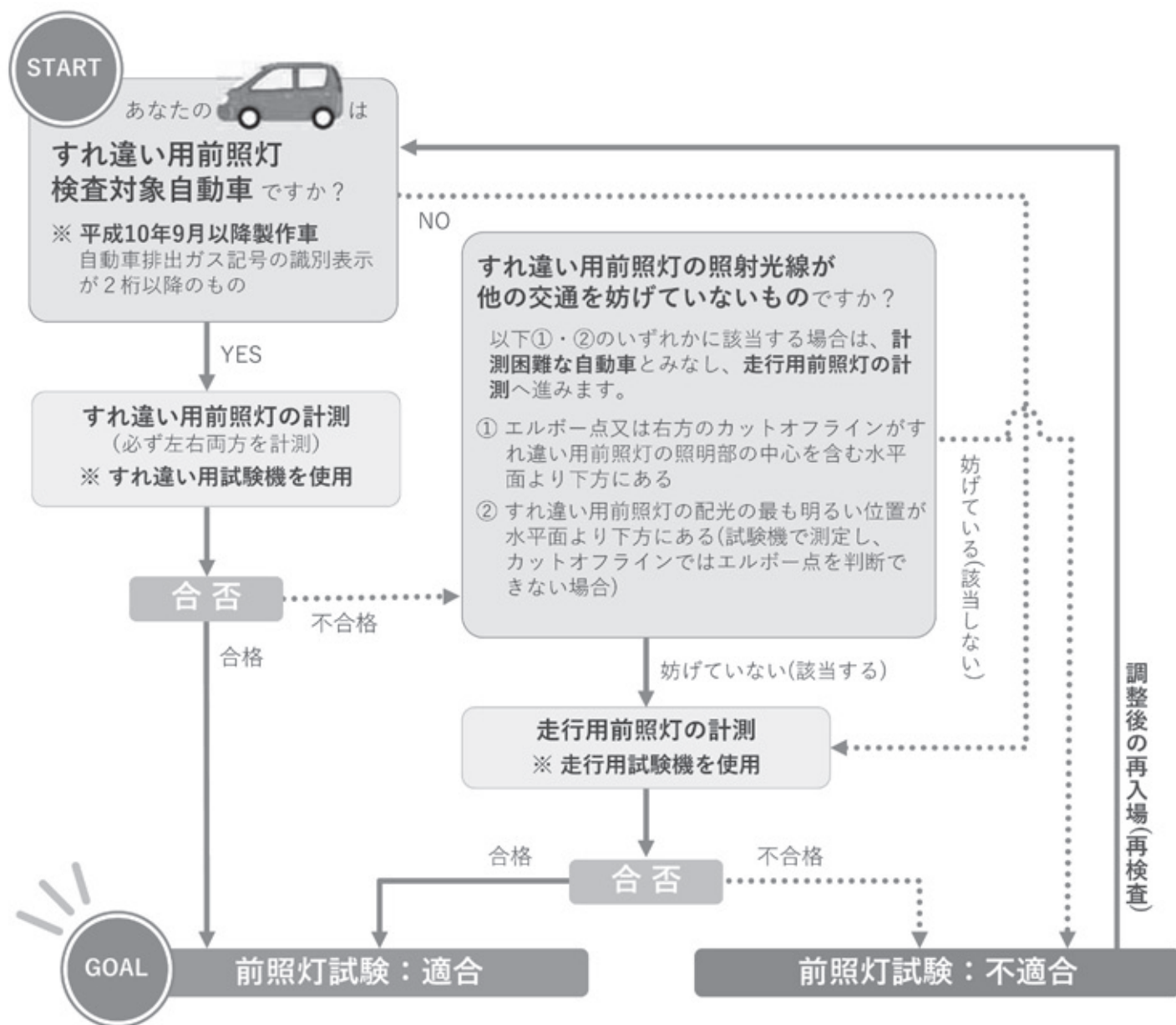
② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。（試験機が測定したカットオフラインではエルボ一点を判断できない場合。）



※新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



検査コースにおける 前照灯試験機を用いた検査フロー



対象自動車



平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な
調整にご協力をお願いします。

Ⅲ. お知らせコーナー

タカタ製エアバッグの新たなリコール改修促進策 ～未改修の車は、車検の有効期間が更新されなくなります～

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施していますが、**昨年12月末現在で、自動車メーカー9社、96車種、約113万台の未改修車があります。**メーカーから交換部品の供給が確保できたことに加え、一刻も早い改修が必要であることから、**異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で有効期間が更新されなくなります。**

《措置の概要》

開始時期 **平成30年5月1日**

措置適用のタイミング

申請窓口でOCRシートを読み込むとき。

（※OSS申請の際には、運輸支局等が受付審査を行ったとき。）

措置の対象であった場合

メーカー等が発行する『改善措置済証』を運輸支局等にて確認を行う。

（改修の状況が、国土交通省や軽自動車検査協会のシステムに記録されます。）

『改善措置済証』の提出がない（システムに記録が無い）場合

「提出書面不備」となり、自動車検査証の備考欄に措置の対象である旨の記載（手書き等）と受付日付印を押印し、申請書と添付書類を申請者へ返却する。（放置違反金滞納と同様の取り扱いになります。）

※ディーラー等で改修を実施した場合は、交付された『改善措置済証』を添付することにより検査証の交付を受けることができます。

※指定扱いの場合は、保安基準適合証の有効期限が切れてしまう恐れがあります。

※持ち込み検査の場合は、検査日から15日以内であれば、検査票は有効なものとして更新可能です。



まもなく
開始！

《会員の皆様にお願い》

○車検に限らず、点検、整備、オイル交換またはイベント等でご来店の際には、「メーカー名」と「車台番号」を確認し、未改修車両かどうかご確認ください。

○未改修車両であった場合は、すみやかにディーラー等に連絡のうえ、改修のスケジュール調整をしてください。

《検索システムについて》

メーカーのホームページのほか、日整連が作成した検索システムや検索アプリをご利用ください。日整連作成の検索システムへのリンクバナーを、振興会ホームページに表示しましたのでご活用ください。

振興会ホームページ（トップページ）

The screenshot shows the EASPA homepage. On the right side, there is a banner for 'リコール情報検索' (Recall Information Search) with the text 'ブラウザ上で確認できる Web版となります' (Can be confirmed on a browser, Web version). A callout box with an arrow points to this banner, containing the text: 'このバナーをクリックすると、日整連の検索システムが開きます。' (Clicking this banner will open the Nissaikei search system).

↓リコール情報検索システム（日整連）↓

The screenshot shows the '車両リコール状況確認' (Vehicle Recall Status Confirmation) form. It has a title 'メーカーを選択し 車台番号を入力してください' (Select manufacturer and enter chassis number). There are two input fields: 'メーカー' (Manufacturer) with a dropdown arrow and '車台番号' (Chassis Number) with a text input. Below these is a button labeled '検索する' (Search). A callout box with an arrow pointing to the search button contains the text: 'メーカー名、車台番号を入力して、『検索する』をクリックしてください。リコールの対象かどうか、改修ができていないかどうか、表示されます。' (Enter manufacturer name and chassis number, click 'Search'. Whether it is a recall target and whether it has been repaired will be displayed).

スマートフォン・アプリもありますので、ご活用ください。

スマートフォンアプリのご案内

The banner features the app icon on the left, followed by the text: '国産四輪車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコール対象になっていないか確認できるツールです。' (Tool to check if a vehicle is a recall target by scanning the QR code on the vehicle inspection certificate for domestic four-wheeled vehicles (passenger cars, large vehicles) and domestic two-wheeled vehicles). Below this are two QR codes: one for the App Store and one for Google Play. Text next to the App Store QR code says 'App Store 専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。' (Dedicated app is available for download from the App Store). Text next to the Google Play QR code says 'Androidアプリは、Google Playストアからダウンロードできます。' (Android app is available for download from the Google Play Store).

国土交通省ホームページに

『ご意見・お問い合わせ受付』の窓口ができました

エアバッグの改修が円滑に施行されるよう、整備事業者からのメーカーやディーラー等の対応についての意見や問い合わせを受け付ける窓口を、国土交通省が開設しました。詳しくは、振興会ホームページ『会員向け Topics & news』2018年3月30日の投稿記事をご覧ください。

(↓ 国土交通省・リコールのページ ↓)

クルマの異常を連ラクダ!

国土交通省
自動車局 審査・リコール課

自動車のリコール・不具合情報

現在位置: トップ

メニュー

トップページ

自動車のリコール制度について

リコール情報検索

リコール届出情報一覧

自動車不具合情報ホットライン

不具合情報検索

事故・欠陥情報検索

よくあるお問い合わせ

公表資料

自動車を安全に使うためには

利用規約等

バナーダウンロード

国土交通省
クルマの異常を、連ラクダ!

自動車不具合情報
ホットライン

【重要なお知らせ】

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危険性が高い未改修車両については、平成30年5月より、車検で通さない特例措置を講じることにいたしましたので、早急に改修措置を受けてください。
特例措置の詳細についてはこちらからご覧下さい。

当該措置に関わるお問い合わせ
国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル 03-5539-0452

(ご意見等受付のページ →)

自動車のリコール・不具合情報

トップページ

タカタ製エアバッグのリコールに対するメーカー・ディーラー等の対応についてのご意見、問い合わせ受付

タカタ製エアバッグのリコールに対するメーカー・ディーラー等の対応についてのご意見、問い合わせ受付

ご利用にあたっての注意事項

1. 車両情報や型式などを記入していただく項目がございます。入力の際は、あらかじめお手元に自動車検査証（車検証）等をご用意の上、入力を進めてください。
2. **必須** の項目は必ずご入力ください。
3. 項目の入力内容が不足している場合などには、受付できないことがあります。
4. ご入力に当たっては、以下の点について、予めご了承ください。
 - ・受付した情報を用いて、メーカー等に問い合わせや調査指示を行うことがあります。
 - ・個々の情報に対しての調査や調査状況の報告等は行っておりません。
 - ・お送りいただいた資料等につきましては、返却いたしません。
 - ・お持ちの車やバイク等で実際に不具合が発生し、その情報を申告・提供していただけるものは、自動車不具合情報受付へ入力して下さい。
5. お持ちの車について、タカタ製エアバッグのリコール対象の種類の確認等は、こちらをご覧ください。
6. 車検で通さない措置の制度そのもののお問い合わせは、タカタ車検停止措置専用ダイヤル（03）5539-0452へお問い合わせください。

ユーザー情報

現在登録している方の情報を入力ください

氏名 **任意**

性別 **任意**

住所 **任意**

電話番号 **任意**

メールアドレス **任意**

自動車情報

お手元に車検証をご用意の上、ご入力ください

車名 **必須**

車種名 **必須**

型式 **必須**

平成29年12月8日

自動車局審査・リコール課

整備課

エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置を開始します。

タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両（自動車メーカー9社、97車種、約130万台（10月末時点））については、平成30年5月より、車検で通さない措置を講じることとします。

本措置の対象車両のユーザーの皆様は、車検の有効期間を待つことなく、一刻も早く改修を行って頂くようお願いします。

1. 背景・目的

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施しているところです。

これまで、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年10月の国内の改修率は83.2%であり、なお約320万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも18人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で通さない措置を講じます。

2. 未改修車両を車検で通さない措置の概要（詳細 別紙1） **別紙1は省略****（1）対象範囲（別紙2）**

お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、以下の検索システムを活用してご確認頂くか、別紙3に掲げる自動車メーカーにお問い合わせ下さい。

<https://www.jaspa.or.jp/portals/recallsearch/index.html>

（2）措置の方法

- ① ユーザーやディーラー以外の整備工場は、検索システムを活用し、車検を受けようとする車両が措置対象未改修かどうかを確認します。該当する場合には、ディーラー等にて改修を行った上で交付される改善措置済証を運輸支局等に提出して車検を受けることになります。
- ② 車検申請を受けた運輸支局等においては、自動車登録検査業務電子情報処理システム等を活用して、措置対象未改修車両の場合は車検を通さないこととします。

（3）その他

本措置の導入によるユーザーや整備工場の負担の軽減を図るため、自動車メーカーが適切に対応するよう指導して参ります。更に、自動車メーカーによる効果的なダイレクトメール送付など、リコール改修の一層の促進を図って参ります。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 今村、島川

TEL:03-5253-8111（内線:42363）、夜間直通 03-5253-8597

対 象 範 囲

平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車を対象範囲とします(約130万台(10月末時点))。

- ① 原因が特定されたリコール
- ② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレーターと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

[いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成13年 6月 ～ 平成20年12月

[株式会社 SUBARU]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
レガシィ	平成15年 4月 ～ 平成16年 2月
インプレッサ	平成16年 1月 ～ 平成19年 4月

[ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ミラ	平成14年12月 ～ 平成19年11月
エッセ	平成17年11月 ～ 平成23年 3月
ハイゼット	平成16年11月 ～ 平成22年 5月
ハイゼット デッキバン	平成17年 1月 ～ 平成19年11月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成15年 9月 ～ 平成20年 5月
アルファード G／V／ハイブリッド	平成14年 5月 ～ 平成20年 3月
アレックス	平成12年11月 ～ 平成18年10月
イプサム	平成13年 4月 ～ 平成20年12月
ヴィッツ	平成14年12月 ～ 平成20年12月
ヴェロッサ	平成12年11月 ～ 平成16年10月
ヴォクシー	平成13年11月 ～ 平成19年 5月
ヴォルツ	平成14年 5月 ～ 平成16年 3月

オーハ°	平成 14 年 5 月 ~ 平成 17 年 4 月
ガイア	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 8 月
カローラ	平成 12 年 7 月 ~ 平成 18 年 10 月
カローラフィールダー	平成 12 年 7 月 ~ 平成 18 年 9 月
カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 18 年 10 月
サクシード	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ソアラ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 7 月
ノア	平成 13 年 11 月 ~ 平成 19 年 5 月
ブレビス	平成 13 年 5 月 ~ 平成 19 年 6 月
プロボックス	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ベルタ	平成 17 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
マークⅡ	平成 12 年 9 月 ~ 平成 16 年 10 月
マークⅡブリット	平成 13 年 12 月 ~ 平成 19 年 6 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 17 年 10 月
WiLL サイファ	平成 14 年 9 月 ~ 平成 17 年 7 月
WiLL VS	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 4 月

[レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
SC430	平成 17 年 8 月 ~ 平成 19 年 12 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10 型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 20 年 12 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 20 年 12 月
キューブ(Z12 型)	平成 20 年 11 月 ~ 平成 24 年 2 月
マーチ	平成 22 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
バネット	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
316ti	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
318ti	

318i	平成 13 年 12 月 ~ 平成 14 年 11 月
318Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
318i ツーリング*	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
320i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 15 年 2 月
325i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
330i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci カブリオレ	平成 13 年 10 月 ~ 平成 14 年 12 月
M3	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月
アコードワゴン	平成 14 年 10 月 ~ 平成 19 年 12 月
インサイト	平成 20 年 12 月 ~ 平成 23 年 3 月
インスパイア/セイバー	平成 13 年 3 月 ~ 平成 14 年 11 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
エディックス	平成 16 年 6 月 ~ 平成 21 年 8 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月
エリシオン プレステージ	
エレメント	平成 15 年 2 月 ~ 平成 17 年 9 月
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 22 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 17 年 8 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック GX	平成 13 年 2 月 ~ 平成 16 年 11 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 11 月 ~ 平成 22 年 12 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 5 月 ~ 平成 21 年 9 月
ステップワゴン スパーダ	
ストリーム	平成 12 年 8 月 ~ 平成 23 年 3 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 2 月 ~ 平成 23 年 3 月
パートナー	平成 18 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 23 年 3 月
フィット アリア	
フィット シャトル	
フリード	平成 20 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
モビリオ	平成 13 年 11 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ~ 平成 16 年 2 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 3 月

FCXクラリティ	平成 20 年 5 月 ~ 平成 22 年 8 月
MDX	平成 15 年 2 月 ~ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 14 年 3 月 ~ 平成 19 年 11 月
RX-8	平成 15 年 2 月 ~ 平成 15 年 6 月
ボンゴ	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月
ボンゴブローニイ	平成 16 年 3 月 ~ 平成 22 年 7 月
タイタン	平成 16 年 2 月 ~ 平成 22 年 7 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ランサー	平成 15 年 12 月 ~ 平成 20 年 12 月
アイ	平成 17 年 12 月 ~ 平成 20 年 12 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ~ 平成 22 年 4 月
デリカ(商用車)	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

なお、現在、タカタ製エアバッグのリコールを届出している以下の自動車メーカー等においては、今回の措置の対象となる車両はありません。

- アウディジャパン株式会社
- FCA ジャパン株式会社
- ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社
- ニコルレーシングジャパン合同会社
- McLaren Automotive Asia Pte Ltd
- 日野自動車株式会社
- フェラーリ・ジャパン株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- UDTトラックス株式会社

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	http://www.audi.co.jp/web/ja/service_accessory.html#page=/jp/web/ja/service_accessory/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニacol・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/after-service/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://www.udtrucks.com/ja-jp/service-and-parts/recall-info/recalls/recalls/2016/20160630

網掛けは、今回、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

【緊急告知】

平成30年5月から、
エアバッグのリコール未改修の場合、
車検が通らなくなります！
早急にリコール作業を受けて下さい。

● 対象車種 ●

タカタ製エアバッグを搭載した

い す ゞ	コモ
S U B A R U	インプレッサ、レガシィ
ダ イ ハ ツ	ミラ、ハイゼット など4車種
ト ヨ タ	ヴォクシー、カローラ など24車種
日 産	エクストレイル、フーガ など14車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ(318i、320i など) 11種
ホ ン ダ	フィット、アコード など31車種
マ ツ ダ	RX-8、アテンザ など5車種
三 菱	ランサー、アイ など4車種

※詳しくは次のページをご覧ください。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

ISUZU



SUBARU



DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



HONDA



MAZDA



MITSUBISHI MOTORS

そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。

—交通事故でエアバックが異常破裂した事例—



写真:エアバックが異常破裂し中部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。

※まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。

検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産自動車（乗用車・大型車）と国産トラックについて、車検証のQRコードを読み取ってリコールの検索に役立てることができます。



(注)ビー・エム・ダブリューは対応しておりませんので、下記のホームページより検索して下さい。

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカー問合せ先とホームページURL

メーカー	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
株式会社SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
L E X U S	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=

国土交通省タカタ専用ダイヤル

03-5539-0452

エアバッグリコール特設ホームページ

 http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html

国土交通省から 整備事業者の皆様へのお願い

- ▶ 平成30年5月から、タカタ製エアバッグのリコール未改修の場合、車検が通らなくなります。
- ▶ ユーザーから車検の依頼があったときは、事前に検索システムで確認をお願いします。

入庫から車検更新までのフロー

対象メーカー
(※1)

・トヨタ
・レクサス
・ホンダ
・日産
・ダイハツ
・マツダ
・スバル
・三菱
・BMW
・いすゞ

「メーカー名」と「車台番号」の確認

対象メーカー(※1)か確認

いいえ

はい

車台番号でリコール改修済みか確認

【検索システムで確認】※ 次のページ参照

改修済み

未改修

未改修

・ディーラー等と調整のうえ
リコール改修
・改善措置済証の取得

改善措置済証
の提出

車
検
更
新

車検は更新されません!!



国土交通省

検索システム

※下記の検索システムにて未改修車かどうかご確認ください。

リコール情報検索アプリ

検索

パソコン用URL

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ



Available on the
App Store

専用アプリは、App Storeから
ダウンロードできます。



GET IT ON
Google Play

専用アプリは、Google Play™から
ダウンロードできます。



(注)ビー・エム・ダブリューは対応しておりませんので、以下のURLより検索してください。

http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html

改善措置済証(例)

様式(改善措置済証)(第2版(改訂))

改善措置済証				
下記の車両は、下記のリコール番号について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第69条の3の規定に基づく改善措置を実施したことを証明する。				
1 リコール番号	2 車台番号	3 自動車登録番号/車両番号		
4 改善年月日	年 月 日	5 改善措置実施場所	6 改善措置実施者 (例)	7 備考
車検を受ける際に必要となる場合がありますので、必ず車検証と一緒に添付してください。 万一不明の点がありましたら、ご連絡先へお問い合わせください。				

●リコールを改修した場合は改善措置済証を窓口へ提出する必要があります。

※メーカーにより
様式が異なります。



国土交通省タカタ専用ダイヤル・エアバッグリコール特設ホームページ

☎ 03-5539-0452

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html

※当ホームページにおいて、リコール改修時のディーラー等への対応に関するご意見の受付を平成30年4月から開始します。



OSS申請を活用されている整備事業者の方への注意事項

●リコール改修後に、車検の更新に係るリコール改修済情報が国土交通省のデータベースに反映されるまでに概ね4日程度の期間が必要となっております。リコール改修済情報が反映されていない場合、OSSによる受付ができません。本リコールの改修済の方でお急ぎの場合は、窓口への直接申請をお願いいたします。

(※窓口申請時に提出する申請書には使用者の自署又は押印が必要となります。)

定期点検時等においても、リコール改修にご協力いただきますようお願いいたします。

お忘れではないですか？

認証・指定の変更届を・・・。

認証・指定に関する所定の事項について変更があった場合には、四国運輸局長または愛媛運輸支局長に対し、**15日または30日以内に**届出が必要です。

以下の例を参考に、事業に変更があった場合には必要な手続きをお願いいたします。

【主な例】

整備主任者、自動車検査員（指定）の選任、変更、解職・・・・・・・・15日以内

事業者の氏名、名称、住所

事業場の名称、所在地

法人の役員

屋内作業場の面積

検査機器の名称、型式、数（指定）

・・・・・・・・・・30日以内

なお、詳細は次ページ以降の手続き一覧表をご覧ください。

ご注意ください！！



これまでに、事業者様ご自身で手続きを行っていない変更届が、運輸支局に提出されていなかった事例がありました。届出の控え等をご確認いただき、ご不明な点がございましたら振興会・指導課までお問い合わせください。(TEL 089-956-2181)

自動車分解整備事業の認証に関する手続き一覧表

申請等の内容 必要な書類等		1 新たに認証を申請する時	2 事業変更した時又は名称を変更した場合	3 事業者の住所を変更した時	4 事業者の所在地を変更した時	5 事業場の名称を変更した時	6 事業者が死亡した時	7 事業を合併した時	8 事業を分割した時	9 事業を譲渡した時	10 事業を廃止した時	11 対象自動車又は対象装置の変更 認めない種類 注7変	12 承認した時 注3変	13 承認した時 注3変	14 承認した時 注3変	15 承認した時 注3変	16 承認した時 注3変	17 承認した時 注3変
申請書等	提出期限(変更の日から以内)	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日
	様式	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
添付資料等	自動車分解整備事業認証申請書(変更届)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	自動車分解整備事業廃止届	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1部	認証書再交付申請書	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	自動車分解整備事業の業務範囲の限定解除(変更)申請書	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
2部	整備主任者届	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	法人の役員変更届	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
3部	機械・計器・工具一覧表	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	申告書	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
4部	作業場平面図	注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	注16	注17
	届出等の職務者であることがわかる書面	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
5部	商業登記簿謄本等	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	戸籍謄本	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
6部	住民票等住所の確認できるもの	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	事業場の住所が確認できるもの	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
7部	土地・建物借借書の写し等	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	自動車整備士技能検定試験合格証書の写し等	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
認証書の返付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

- ：提出を必要とするもの
△：法人の場合のみ必要なもの
※：場合によっては必要なもの
- 注1 (1) 日本工業規格A列4番又は折りたたんだ状態でA列4番とする
(2) 屋内作業場及び車両置場の寸法(10cm未満の寸法)を記入すること
(3) 指定工場の場合は、指定工場レイアウトを記載した図面も同時に添付すること
- 注2 第1号様式中、事業の譲渡：譲渡人欄には事業の譲渡にあつては譲渡人、事業の分割にあつては分割前の法人を記入、押印(実印)することとする
- 注3 平成7年7月1日以降において、小型自動車(対象とする自動車に三輪以上の小型自動車が含まれるもの)の認証を同年6月30日まで受けている事業者が普通自動車(対象とする自動車)の他のもの)の認証を申請する場合は、自動車分解整備事業認証申請書及び認証書の返付で足りるものとする
- 注4 必要に応じて、分割により事業を継承したことが確認できるもの。
- 注5 「4 事業者の住所を変更した時」、「7 屋内作業場の面積間口奥行きを変更した時」及び「16 法人の役員に変更があった時」の場合は、1部でよい。
- 注6 「★」印の書類は、原本提示又は一部本通とする。
- 注7 機械・計器・工具、作業場の面積等に変更がない場合は、必要に応じて添付書類を省略できる。

指定自動車整備事業の指定に関する手続き一覧表

(別表)

29	指定自動車整備事業指定申請書(変更届)	届出先 様式 タイプ	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局	局
----	---------------------	------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 1. ○は必要、△は任意、×は不要とする。
2. △は任意とする。
3. 車庫は自動車検査場用機械器具に変更がある場合は追加が必要である。その自動車検査場用機械器具について所定の手続きを完了している場合。
4. 車庫は共用設備の所有者が指定工場であり、かつ、共同使用しようとする自動車検査場用機械器具について所定の手続きを完了している場合。
5. 対象自動車検査場の追加の場合であって、既存の対象とする自動車検査場の種類より小さい自動車検査場の追加を伴う場合は、指定自動車整備事業変更届及び指定書のみである。

※ 届出先が「支局」の場合は1部、「局」の場合は2部提出してください。

指定工場の皆さん必見！！

【騒音計の巡回検定のお知らせ】



自動車用普通騒音計の検定（校正）は5年ごとの受検が義務付けられておりますが、今年度も一般財団法人日本品質保証機構（以下、JQAといいます。）による移動検定が下記のとおり実施されます。受検対象となる事業場には、実施日の2～3週間前頃にJQAから検定のご案内が届きますので、必ず受検していただきますようお願い申し上げます。

なお、今年度の受検対象となる事業場は、『検定有効期間の満了する日』が平成30年6月～平成31年5月までの騒音計をお持ちの事業場となります。この検定を受検しないで検定の有効期間が満了した場合は**指定扱いができなくなる**とともに、JQAに**騒音計を送って受検していただく必要があります**ので、ご注意ください。

実施日及び受付時間	会 場	該当支部、ブロック
平成30年 6月7日（木）13：00～15：00 6月8日（金）9：30～11：30	鶴島自動車整備(株)	南予支部全域 西予支部（宇和、野村ブロック）
6月11日（月）13：00～15：00 12日（火）9：30～15：00 13日（水）9：30～14：30	振興会 技能センター	中予支部全域 今治支部（今治北、大西・菊間、大島、伯方、大三島ブロック） 西予支部（内山、長浜、大洲全域、八幡浜、半島、三瓶ブロック）
6月14日（木）9：30～15：00 15日（金）9：30～11：30	東予地区自動車整備 協同組合 (新居浜車検場)	東予支部全域 今治支部（桜井、今治東、西、南、中央、朝倉ブロック）

検 定 料：18,300円（普通騒音計）

《騒音計の検定に関するお問い合わせ》

JQA 関西試験センター

TEL 072-966-7200

一般 愛媛県自動車整備振興会／指導課

TEL 089-956-2181

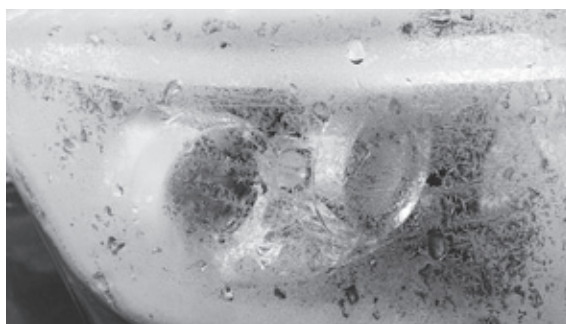


機械に貼り付けられたラベルをご確認ください。

上の段が検査を受けた年月、下の段が検査が切れる年月です。

『安全・安心ふれ愛フェア』に出展しました

随分暖かくなって春らしくなってきた今日この頃ですが、「今シーズン最強」といわれた寒波がやって来た1月13日（土）、エミフルMA SAKIで開催されました愛媛県主催のイベント『安全・安心ふれ愛フェア』に出展しました。投稿がまだだったことに今頃になって気が付き、今年度のことは今年度のうちに…と思いましたが、時既に遅し。原稿の起稿は年度内にやったということで、ご容赦ください…。



前述のとおり「今シーズン最強」の寒波が襲来した朝は、屋根のない駐車場に止めた車のヘッドライトが凍り付く気温でした。（誌面でお分かりになりますでしょうか？）例年通り、“てんけんJr. とはたらくクルマ” というタイトルでお絵描き大会を企画してはみたものの、「こんな寒い日に、子供にお絵描きなんぞさせる親御さんはおらんやろ！？」とか言いながら、職員4名で会場に向かいました。

会場には、“はたらくクルマ” 達が大集合！！多方面から、様々な種類のクルマがやってきます。そんな中で、私たちもブースを構えました。



（上）筆者はお世話になりかけたことがあるNEXCOさん。幸い、お世話にならずに済みました。
（右）薬物防止広報車。こんなクルマあるんですね。平昌オリンピックでも話題になりましたが、ドーピングはダメですよ～。





↑ 有事の際には、凄く働いてくれるクルマ達。 ↑
女性自衛官の方もいらっしゃいました。



↑ 個人的には、あまりお世話になりたくないクルマ達。(笑) ↑
イベント会場では、いつも子供たちに大人気です。



(中) こんな風にブースを構えました。
(右) この写真ではボツーンとしていますが、今回も“てんけんJr.”くんは子供たちの人気者でした。
(左) パネル展示もしてみました。もう1枚作ったんですが、写真がなくなっていました。(汗)

朝は凍えるような寒さでしたが、イベントが始まるころには穏やかな日射しで、徐々に暖かくなってきました。おかげで、パパやママと一緒に買い物に来た小さな画伯たちが立ち寄ってくれて、思いのほか早く定員に達するというありがたい展開です。



また会場には“てんけんJr.” くんのほか、たくさんの着ぐるみさんが来ていました。方々からお声がかかって、着ぐるみさんの異業種交流です。(笑)



愛媛県主催のイベントでしたから、皆さんご存じ“みきゃん”も来ていました。



こちらもお馴染み？愛媛県警のキャラクター“まもるくん”



海上保安庁のキャラクター“うみまる”さんです。海と陸の安全を守るキャラクターのコラボです！



テレビCMで見かける、パチンコ屋さんのキャラクター、“ポポリン”さん。
安全・安心な街作りに、何かしら貢献されているのでしょうか？



「フィ！？」いったい何の「フィ？」
会場で一際異彩を放つ（失礼！）このキャラクター。
周りで聞いても誰も知らないこのキャラクター。
イベントが終わって友人に教えてもらったのですが、
愛媛県警の青少年健全育成推進ヒーロー“フィルタリングマン”というのだそうです。インターネットの危険から、子供たちを守るのが役目だそうです。

そして小さな画伯たちの力作を、2月2日（金）～21日（水）まで、エミフルMASAKI内のギャラリーに展示させていただきました。実は、筆者の友人の三つ子ちゃんに参加してくださり、展示期間中に見に来てくれたようです。三人揃って撮った写真を送っていただきました。今回で4回目の出展になりましたが、これまで、リアルな親御さんのリアクションを見ることがなかったので、ちょっと嬉しかったですね。



（写真は、親御さんのご了解をいただいて公開しています。）

（文：事務局 大北、写真：事務局 大北、黒田）

国土交通省作成

「事業承継対策」・「女性活躍促進」リーフレットのご案内

国土交通省では、自動車整備人材確保の一環として、事業承継の適切な実施及び女性の活躍促進を目的として、リーフレットを作成しました。

数に限りがありますが、振興会窓口にて配布いたしますので、ご希望の方は事務局までお申し出ください。

事業承継について
考えてみませんか？



女性活躍について
考えてみませんか？

クルマの安全・安心を守るエンジニア



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、11件を掲載いたします。

Case 1 息子がガソリンスタンドで、強引にタイヤ交換させられた

平成29年10月4日 兵庫県 女性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

チェックを勧められたのでお願いしたところ、タイヤ4本の交換とタイロッドエンドブーツの交換を勧められた。一度、家に帰ってから親と相談をして決めると言っても安全の為に聞き入れて貰えず、結局店側に言われるまま交換した（※費用：12万円程）。帰宅した息子から報告を受けたが、この車は免許を取得した息子が乗るからと、5月にかかりつけのディーラーで念入りに整備の依頼をして車検を受けたもの。その際にタイヤを新品に交換しているので、数ヶ月でタイヤを交換しなければならないとは到底思えない。車のことが良くわかっていない息子への押し売りのようなものだろうか、という問い合わせ。

【対応】

相談者には、まずは聞かなければいけない『認証の有無』を確認した。すると、それはわからないが給油がメインの独自ブランド系ガソリンスタンドで、整備ができる作業場はかなり小さいとのこと。店舗名や所在地を聞き、会員工場か？認証工場か？と調べたが、どちらも該当しない。インターネットで検索すると以前は大手石油会社の経営だったが、現在は居抜きで独自ブランド系のガソリンスタンドとなっており、整備に力を入れているような感じではなかった。会員工場ではない為、こちらからの連絡が出来ない旨を伝え、相談者からの質問に答えることにより整備のことをご理解していただき、該当事業者とは自分でやり取りし

ていただくようお願いした。そのやり取りの中で、帰宅した息子に報告を受けおかしいと感じた為、相談者夫妻と息子の3人でガソリンスタンドへ出向き説明を求めた（その時に交換されたタイヤを持ち帰ることができている）。取り外されたタイヤを見ながらこんなに新しいタイヤを何故交換したのかと聞くと、溝はあるがバランスが悪い（車両に装着された状態で判断している）のでプロとして安全上見過ごせず交換をしたとのこと。タイヤ交換の際にタイロッドエンドブーツが傷んでグリスが出ていたので交換した。息子本人が親と相談してからと言ったのに何故そこまで強引に交換したのかと聞くと、プロとして安全を重要視した為にそのまま返す訳にはいかなかったとのこと。当方としては気になる点をいくつか伝えた。その中でもタイロッドエンドブーツの交換は分解整備になる旨を伝え、認証工場でないなら未認証での分解整備になり法令違反の為、作業自体の信頼性に欠けるのではないかと。その他、技術上のことや整備に関することなどをお伝えした。相談者は、消費者センターへ相談した後、こちらの相談所を紹介され連絡された。何もわからず相談したが、色々なことを質問できて相手と話をする際に助けになったと言って、電話を切った。

Case 2 ボールジョイントは左右同時に交換しなくて良いのか

平成29年10月5日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：平成17年

走行距離：不明

【相談】

今回、友人の車屋で車検を受けた。左右ボールジョ

イントブーツが破れていたのを交換しようとしたら左が固くて緩まない。よく見ると、ボルトが切断されて割ピンを入れる穴がなくなって、ナットが無理矢理ねじ込まれていた。前回の車検の明細があったので確認すると、ディーラーで右のボールジョイントは交換されていた。友人から「2年でボールジョイントのブーツは破れないし左右とも同じくらいの古さで、右は本当に交換されているのか？」と言われたので、その場からディーラーに電話した。修理歴を見て貰ったら「当店で交換歴はありません」との返事だったので、ボールジョイントの交換前の写真と交換部品と明細を持ってディーラーに行った。副店長が対応してくれて、明細を見て「伝票控えを探して確認しますので、数日下さい」と言われたので、一旦帰って返事が来るのを待っていた。4日ほど経って連絡があり、「右は確かに当店で交換しています。左は関係ないので見ていません。右の部品が2年で悪くなったので部品代は弁償します」と言われた。「右が悪かったら左も疑うやろ。車検なのに関係がないのか」と言い返したが、関係ないの一点張り。「店長に話をする」と言ったら、「サービスのことなので店長の耳には入れていないので、私に言ってくれ」と、副店長が事実を隠して会社に知られたくなくさそうな言い方をしたのも気になった。友達から、振興会に相談したらと言われ電話した。

【対応】

ボールジョイントの左右セット交換が常識ではないことと振興会の立場を説明したところ、「もう少し副店長と話をします」とのことで相談を終わった。ディーラーの副店長に電話し、今回の相談者からの話の事実確認をした。「2年前の車検直前に右ボールジョイントのブーツ破れで右側のボールジョイント交換の見積りが発行されており、作業は車検の時に同時にされて当然左側も点検しています。入庫歴のお電話を頂いた時に対応した者が見間違えて、『作業はしていない』と伝えてしまい申し訳なく思っています。店長の耳に入れていないのは、私がサービスの責任者なので自分で解決しようと思い伝えていませんでした。今日にでも店長に報告し店舗で対応していきます」とのこと

だった。

Case 3 ブレーキ鳴きが直らない

平成29年10月11日 大阪府 女性

車名：輸入車 登録年月：平成28年5月

走行距離：不明

【相談】

新車納車後2～3ヶ月くらいから、車庫から出して50mの間ブレーキ鳴きがするので、1年間で4回ほどディーラーに入庫した。修理納車後2ヶ月ほど音はしないが、その後再発する。今まではすぐに対応してくれたが、今回は10月9日に電話したら、「メカニックと相談して、また電話します」と言われ、返事が今現在貰えていない。

- 1年がかりで直せないものなのか。
- ディーラーの担当は「1年間は無償で部品の交換が出来るので交換します」と言ってくれていたが、1年経過して新車から同じ不具合でも部品の交換は有料になるんじゃないかと不安になる。
- ディーラーも新車すぐの時は店長が来て謝罪してくれたが、それ以降電話も入らない。私たちが困っていることを担当のセールスしか知らないのでは？

【対応】

振興会の立場を説明（前回説明済み）。エンジニアは現象の確認をして対策の整備を行っているはず。1年経過しているので「ここから有料です」はないと思うと説明した。

ディーラーの事情がわからないので、「今回は整備相談が入っていたと電話してみます。その返事はディーラーから電話が入ったことで、ご理解下さい」と言って、電話を切った。ディーラーのサービスマネージャーに電話し事実確認をした。「担当セールスから随時報告は受けており、店長も知っています。車種問わずブレーキ鳴きは出ており、お客様の同型車は特に鳴きやすいみたいです。パット、ローターを取り替えればだいたい再発しなかったのですが、お客様の車

は何をしても直らず当方も困っています。今回はセールスからの調子伺いで再発を知りお預かりする日程を調整中ですが、お客様に時間の掛かっていることを一報入れます。保証期間が3年ありますし今回のブレーキ鳴きは新車の時からの不具合なので、保証期間に関係なく無償で作業をしていきます。店舗、サービス部、メーカーも巻き込んで対応をしています。お客様からするとセールスに任せきりみたいに見えていると思います。今回はサービスマネージャーが中心になって不安に思われていること等を連絡します」とのことだった。

C a s e 4 整備士でもないセールスが整備しても良いのか

平成29年10月27日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：平成28年10月

走行距離：不明

【相談】

先日、E T Cのゲートが開かずにポールに当たった(弁償はない)。新車を購入した時にナビゲーション、バックカメラ、E T Cをセールスの人に無料で取り付けて貰った。その後グローブボックス内に付け忘れのビスが2本落ちていることに気がついた。E T Cも作動のランプが点灯しておらずディーラーに持ち込んだ時に、「今、リコールで忙しいから、すぐに対応できません」と、その時の店の人の対応が素っ気なく感じた。新車の頃に取り付けでミスをしているので、今回もその時のミスが、E T Cゲートが開かなかった原因だと思っている。整備士でもないセールスが整備しても良いのか？ディーラーの本社に苦情を言いに行ったら、担当店舗でもないのに誠意ある対応してくれた。本社はキッチリしてくれるのに担当店舗は全然ダメである。

＜相談者の要望＞

- ・整備の完成確認は完璧にして欲しい。
- ・もっと真摯に対応して欲しい。
- ・店で残って勝手に作業をしたら、労働基準法違反で

はないのか。

【対応】

セールスが用品取り付したことは分解整備には当たらないので特に問題はないが、ビスの付け忘れや配線のミスは作業者としてあってはならないこと。「事実確認をディーラーの店長としたいので、電話してみます」と言って、電話を置いた。10月30日、ディーラーの店長に電話で事実確認した。店長から、「10月28日に車を預かって、10月29日に納車させていただきました。その時のセールスは家庭の事情ですでに退職していますが、新車の条件としてお客様の買ってきたナビとバックカメラと、お客様の下取りから外したE T Cを無料で取り付けることで新車の注文を取ったようです。もちろん、会社のルールに違反していますのでお詫びしました。誰にも相談をせずに作業をしてしまったようです。新車時の作業ミスの件、その苦情で来店された時の対応者の『リコールで忙しい』と言って断った件等、お客様に説明と謝罪し納得していただけたと思います。E T Cも10年近く使用されているので故障することはありますと説明し、念のため取り付け位置を変更させていただき納得されました。良いお客様なので、店舗でキッチリと対応していきたいと思っています」との説明があった。

C a s e 5 パワステポンプは2年で交換するものか

平成29年10月28日 佐賀県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

5月に大手の車両買取店に車検を依頼する（大手買取店は車検を外注でA会員工場に依頼）。最近、ハンドルが重いなどの症状が現れる。たまたま、勤め先でお世話になっている整備工場にインターンシップで研修生が来ていたことで研修車両の提供をお願いされ、勤務先の車両と自分の車を提供した。その際、パワステオイルが入っていなかった。また、ブーツの取付けが異常という指摘を受け正常にして貰った。パワステ

のポンプは2年前の車検時に交換し、今回5月の車検時にも不良のため、また交換している。パワステポンプは、たった2年間ぐらいで悪くなるものなのか？今度は車検を行った工場以外のディーラーでちゃんと見て貰いたい。そして、新品に交換して貰いたいと思っているが、言いすぎなのだろうか？

【対応】

車検を依頼した大手買取店は会員ではないが、外注先が会員工場であることから話を聞く。パワステポンプについて2年間で故障するのだが、早すぎるように思うが機械である以上絶対故障しないともいえないので何とも言いがたい。今回のパワステの不良だが、ポンプの不良が原因で整備保証の範囲であれば交換できるのではないかと。車検を実施したA会員工場に見て貰いたくなく、別のディーラーに点検して貰いたいようだが、大手買取店に他にも外注先工場があればそこに点検して貰うのも手ではないか。いずれにしてもパワステポンプは車検時に交換して間もないことから、ポンプ不良なのか原因の説明を受けてからの判断になるのでは。「とにかく、大手買取店に連絡して分かるように説明を受けてください。また何かあったら、連絡下さい」と言って、電話を切った。その後連絡なし。

Case 6 勝手にデフのオイルシールを交換された

平成29年11月8日 札幌地方 男性

車名：ミニバン 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

ガソリンスタンドにデフのオイル漏れ修理を依頼。デフオイルシール部からの漏れだったため、漏れが激しいオイルシール片側の交換を依頼。その後、両側のオイルシール交換に変更することになった。金額が高くなることから「中古車アフター保証」を使いたいことと、作業を進めてしまうと保証が受けられなくなるため作業に取り掛からないよう連絡。ところが、勝手にスタンドが作業を実施してしまい保証を受けること

ができなくなったうえ、修理費用8万円を請求された。おかしいのではないかと。

【対応】

修理は、車検ではなく一般整備。保証が受けられるかどうかは、保証の取扱い窓口とガソリンスタンドでやりとりをして貰うしかない。「言った、言わない」、「やった、やってない」の話なので難しい。電話でやり取りする場合は、「言った、言わない」にならないように記録を残した方が良くとアドバイス。

Case 7 ターボチャージャーの寿命は1年半しかないのか

平成29年11月8日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成23年

走行距離：43,890km

【相談】

平成28年4月、エンジンからの異音とターボが効かず加速しなくなったので、以前から取引しているディーラーM店に入庫し点検して貰った。点検の結果、オイルメンテナンスが悪くてターボの軸が曲がっているためASSY交換が必要とのことで、9万3千円の見積りを貰って作業をして貰った（その時の距離は3万8千km）。ターボの交換後4千kmでエンジンオイルを交換しているが、最近加速時に異音がするようになり、以前にターボが効かなくなった時と同じような音だと気がついてディーラーに入庫したら、またターボがダメになっていてASSY交換が必要だと言われた。今回も10万円近く費用が掛かったが、1年半後にまたターボの交換が必要になるのではないかと自分としては無茶な運転はしていないのに、寿命はそんなに短いものなのか？との問い合わせ。

【対応】

相談者にターボ交換時の3万8千kmまでのオイルメンテナンス歴を確認したら、全く記憶にないとのことだった。オイル交換を怠ることでエンジンやターボに

起こる不具合を説明したところ、店側からの説明、アドバイス等は「オイルメンテナンスが悪いのが原因で、今後は4千kmごとにオイル交換してください」と、セールスからあっただけとのこと。相談者に承諾を貰い、ディーラーに内容確認の為に電話することにした。また、振興会の立場を説明し、「車の状態を良く見て貰って、修理の方法を決める為にお互い良く話し合ってください」と言って、電話を切った。11月10日、ディーラーのサービスマネージャーに電話。マネージャーから、「昨日もお客様の担当セールスから相談が有り、現状を確認する為に在庫日を決めていただけるようにと話していたところです。1年半前のターボ交換時の説明をセールスマンがしていますが、ヒアリングをしてその時の帳票類で確認すると今後起こるかもしれない不具合のことやターボ交換見積り時のメカニックのエンジン本体のダメージ診断が甘く感じているのは事実です。お客様に誠意ある対応をしていきます。振興会にお手数をお掛けしました」との説明があり、電話を切った。

C a s e 8 ヘッドライトの光度不足で車検不合格になった

平成29年11月14日 佐賀県 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成12年

走行距離：不明

【相談】

11月10日、相談者がユーザー車検で車検を受けた際、ライトの光度不足で不合格になってしまった。次の日、Aディーラーへ車を持って行きライトを検査して貰うも、光度が出ず、このままでは車検に通らないのでヘッドライトを両方交換することになった。後日、相談者がたまたまホームセンターに行った際、カー用品コーナーにてヘッドライトを磨く用品を見つけた。これで磨いていればライトも交換せずに費用を安く済ませることができたのではないかと。また、Aディーラー側からもそういう提案もなかったと相談に来られた。また、交換した古いライトにその用品を施工し、Aディーラーで再度検査を行い車検に通るようであれば新しい

ライトを返品したいとの要望も受けた。

【対応】

実際に車検で不合格だったヘッドライトを持って来られたが、見るからにレンズが曇っており、中の反射板も白くなっていたので、このままでは車検に受からなくても不思議ではないと説明。また、返品に関しては再度検査して貰えるかもわからないので、相談者とAディーラーで話し合って貰うこととし、なぜ交換と判断したのかを確認してみるということで、その日は帰って貰った。当相談所からAディーラーの担当者へ連絡。交換に至った経緯を聞くと、検査をした際、光度不足でライトを磨いたが4,000cdと基準の6,400cdよりも低く、光軸も大幅に下を向いており調整ネジも錆びていてなかなか動かない状態であった為、見積りを作成し相談者の了解を得たうえで交換することとなったと確認ができた（交換後の光度は12,000cd）。交換に至った経緯を相談者に伝えるために当相談所から連絡を入れるも、電話はつながらず（事前に電話はつながらないかもしれないと本人から聞いていた）。その後、相談者からの連絡もない。

C a s e 9 購入して2ヶ月半経つが、納車されない

平成29年11月16日 札幌地方 男性

車名：ミニバン 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

中古車販売店で車両を購入する際に、1ナンバーに構造変更も同時に行う条件で購入したが、2ヶ月半経つが納車されないがどうしたらいいか。知り合いに聞くと1ナンバーへの構造変更はそれほど難しくないと言っている。

【対応】

会員外中古車販売業者のため、仲介できない旨伝える。まだ業者と深く話をしていないようなので、中古車販売の契約等の条件を再度確認し話し合いをして貰

うしかない。1ナンバーの構造変更は、定員を何名にするかにもよるが、何ヶ月もかかるものではないとアドバイス。

C a s e 10 不具合はリコールが原因であることを証明して欲しい

平成29年11月16日 大阪府 事業者

車名：トラック 登録年月：平成23年3月

走行距離：240,200km

【相談】

車検したトラックが半年後に走行中に燃えた（消防署立ち会い案件）。3月初め頃に当社で車検整備をしたトラックが9月22日にフロントハブベアリング2軸目の右側が焼き付き火災を起こし消防署、メーカー、持ち主、立ち会いのもと当社で分解検証した。ハブキャップを外したらロックワッシャーの取付ボルト3本のうち2本が脱落しており、残りの1本も抜けかけていた。ロックボルトが抜けた為にロックワッシャーが効かずハブベアリングが走行により締まりプレロードがかかり過ぎて焼き付いたと判定された。当社としてはロックワッシャーに残った焼けによって付いたであろう「締め付け跡？」が締まっていた証で熱により緩んだのが原因だと思っている。この車は最近になって同じ不具合でハブベアリングのリコールを発表しており、きっとそれが原因だと確信している。このことを証明してくれないかとの相談。

【対応】

振興会の立場を説明し、証明する機関も知らないと答えた。口頭でメーカーのメカニックからの説明だけなので、相談者が納得するまでメーカーに説明を求めていると伝えて、相談者から「口頭だけなので、消防署に提出する報告書を貰えるように言ってみます。自分の考えを伝えて、納得いくまで話してみます」との話があり、相談を終えた。また、「PL保険を使用することが出来るのか？確か、それも修理後半年以内でないと使えなかったかな？」とのことだった。

たので商工で加入している保険を確認すると、営業車は修理納車後1ヶ月以内の事故が対象になるとのことです、相談者にそのことを伝えた。

C a s e 11 傷付けたレンタカーを、知り合いの工場でも修理しても良いか？

平成29年11月20日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

先日100%の被害事故にあった。メンテナンスをしている輸入車ディーラーに事故修理で預け、レンタカーの代車を借りて乗っていた。狭い道で自転車に引っかけたフェンダーに傷を付けてしまった。知人の板金屋に相談したら、「輸入車ディーラーで修理したら、30~40万円の見積りは出ると思うで」と言われた。自分が支払うので、知人に板金修理を頼んで費用を抑えたい。そういうことが出来るのか、との相談。

【対応】

「まずは、レンタカー会社に傷の報告をして指示に従ってください。車の所有者はレンタカー会社なので勝手に修理をしてしまったら後々ややこしいことになると思いますよ。輸入車ディーラーの方にも報告してあげてください」と伝えた。また、次の事柄についても説明し、「輸入車ディーラー及びレンタカー会社と、良く話し合ってください」とアドバイスした。

- レンタカー会社が車両保険に加入していて、免責代で済むかも？
- 休車損だけを支払って済むかも？免責代と休車損を請求されるかも？
- レンタカー会社が引き上げて修理見積りし、請求してくるかも？

『お知らせメール』をご存じですか？

振興会事務局では、『お知らせメール』にご登録いただいた会員の皆さんに、随時情報発信を行っています。ご登録いただきますと、**研修などの日程**やイベントのご案内等、ホームページに情報を公開した際に、メールでお知らせします。**情報誌より早く**情報を得ることができますので、是非ご登録ください。

以下に、登録の方法をご説明します。

↓ TOP ページ ↓

The screenshot shows the EASPA website. At the top is the EASPA logo and navigation links. A large banner for '点検・整備で当たるけん! キャンペーン2017' is prominent. The left sidebar contains links for car maintenance, car troubles, and other services. The central area has a 'Topics & news' section with a list of recent updates. The right sidebar includes links for members, a QR code, and a 'お知らせメール登録' button, which is highlighted by a callout box from the right.

① 『てんけんJr.』のバナーをクリックしてください。



↓『お知らせメール登録』のページ↓

↓ 登録フォーム ↓



② 『お知らせメールに登録する』のボタンをクリックしてください。



③
『メールアドレス』
『お名前』
『認証番号（4桁で）』
『事業場名』
『支部名』 をご記入の上、
『登録』をクリックしてください。

ここまでの操作は、**仮登録**となります。

仮登録されたメールアドレスにメールが自動返信されますので、受信したメールに記載されているURLをクリックしていただきましたら、**本登録**が完了します。次回からお知らせメールを配信します。

なお受信拒否設定等されている場合は、『@easpa.jp』を受信許可にしてください。

振興会会長表彰候補者の推薦について

優良従業員等の会長表彰を下記の要領で受付しますので「愛媛県自動車整備振興会表彰規程」に基づき、該当者を別紙の「優良従業員等会長表彰推薦書」に「履歴書」を付けて
4月25日(水)までに各支部長宛に提出してください。

なお、表彰式は6月8日（金）振興会定時総会当日行います。

支部名	支部長名	所属事業場	所在地	電話番号
東予	星川 茂	(有)星川モータース	四国中央市妻鳥町697番地4	0896-56-3514
今治	村上 則雄	(株)波方自動車	今治市高部字馴合甲437-6	0898-41-7711
中予	山本 貢	山本自動車工業(株)	松山市美沢2丁目5-33	089-924-0220
西予	大塚 競	(有)宇和大陽モータース	西予市宇和町下松葉356	0894-62-1515
南予	末廣 享三	(有)末広モータース	宇和島市和霊元町4丁目1-8	0895-22-5450

愛媛県自動車整備振興会表彰規程

(目 的)

第1条 輸送の重責を担う自動車業界にあって、整備業務並びにこれに関連した業務に精励し、又は業界に寄与した功績顕著なる者。あるいは団体に対してこれを表彰し、関係者全般の勤労意欲を高揚し、資質の向上を図ることを目的とする。

(表彰方法)

第2条 この表彰は、次の方法により行うことを原則とする。

1. 表彰は毎年1回定時総会の当日に行うことを原則とする。
2. 被表彰者は事業主、教場長又は支部長より推薦された者又は、団体は選考委員会において審議決定する。但し団体表彰の場合は役員会に付議することができる。

(表彰資格)

第3条 被表彰者の資格は、次の各号一に該当する者とする。但し3～8号に係る者は、3年以内に重大な交通違反をした者を除く。

1. 顕著なる改造又は優秀なる創意工夫をなし業務上に貢献した者。
2. 重大事故を未然に防止し又は重大事故に際し、特に適切なる措置を以て被害を最小限度に止めた者。

3. 本会の会員事業場の事業主として、自動車整備業界の振興に著しく貢献し、会の運営に功績のあった者。
4. 会員の事業場の事業主及び従業員であって自動車整備に関し、会の名誉並びに地位向上に著しく貢献した者。
5. 他の模範として特に表彰に値し、年齢40歳以上の者。
6. 従業員であって同一事業場に15年以上引き続き勤務し、年齢40歳以上の者。
7. 整備士講習所講師であって、永年勤続し、他の模範として表彰に値する者。
8. 永年この業務に勤続し、平素の行状並びに業務能率極めて優秀である者。
9. ブロック又は支部等の団体であって、特に顕著な功績があり表彰に値する者。

(表彰手続)

第4条 表彰を申請しようとする者は、第1号様式による優良従業員等会長表彰推薦書に履歴書一通を添えて、支部長経由で本部事務局に提出すること。但し、団体の場合は任意様式により、団体名及び表彰に値する内容を詳しく記入し、支部長経由で本部事務局に提出すること。

(表彰状)

第5条 第2条により表彰するときは、第3条6・8号の場合は第2号様式、7号の場合は第3号様式による表彰状を授与する。但し、1～5・9号に該当する場合は本文に代わって各々の内容を入れる。

(付 則)

- (1) 第3条7号の永年勤続とは、講師にあっては、5年以上の者。
- (2) 第3条8号の永年勤続とは、
 - (イ) 従業員（事業主を含む）であって20年以上勤務し、年齢40歳以上の者。
 - (ロ) 会社役員にあっては、15年以上（団体役員にあっては10年以上勤務し、年齢40歳以上の者。）
- (3) 被表彰者には会長名による副賞を添える。
- (4) 本規程の改廃は理事会で行う。

優良従業員等会長表彰推薦書

事業場	所在地	〒
	名称	
	代表者氏名	
	職名	
	担当業務	
	勤続年数	年 か月
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和 年 月 日
	表彰に値する 功績概要	
備考		

- 1、整備士にあっては、備考欄に1級、2級、3級の取得年月日と種類を記入すること。
- 2、履歴書一通を添付すること。勤務した全ての会社名並びに団体歴等を記入すること。

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定[コンピュータ・システム診断認定店]の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ① スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

② スキャンツールを保有していること。

(J-OB2 II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③ FAINES 通常会員に加入していること。

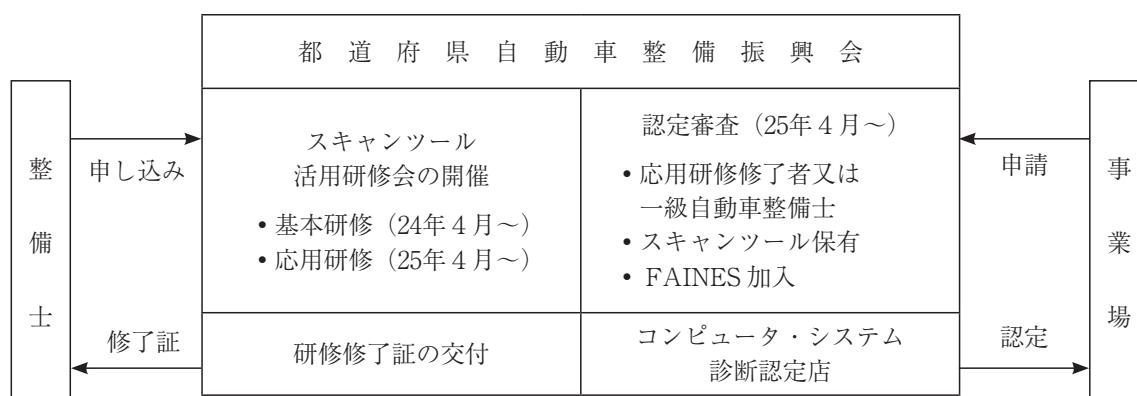
④ 振興会会員であること。

⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・ スキャンツールの写真
 - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

㊞ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	セット (2枚一組・竿なし (注))

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口名簿訂正のお願い

2017年7月にお届け致しました技術相談窓口名簿に変更が生じたため、各項目の訂正をお願いいたします。

(P 4) 平成30年3月28日現在

ディーラー名	愛媛ダイハツ販売 株式会社		担当者名	橋本 禎士
電 話 番 号	0 8 9 - 9 4 5 - 2 1 1 1	F A X 番 号	0 8 9 - 9 4 6 - 0 2 6 1	
扱 い 車 種	ダイハツ全車種			
定 休 日	火曜日・第1水曜日			

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけるでしょう！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70ー
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 冷間時 暖気途中 暖機後 常時 時々 アイドリング時 加速時 一定速時 減速時 他	_____警告灯の状態 (時々・常時) 点灯・点灯せず
症状：		

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容 	

（注）FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27 年 9 月作成

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- ・メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- ・故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- ・各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- ・リコール情報が入手できる。
- ・e t c . . . 。



入会金（初回のみ）12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です

FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「聞いたことはないけど、本当にあったインジェクタの話」

平成15年式のダイハツ・ミラ（車両型式TA-L250S、エンジン型式EF-SE、走行距離60,000km）で、暖機時に1番シリンダが失火するという相談を受けた。

症状が発生する状況を詳しく聞くと、冷間時にエンジン不調はないが、暖機が完了するくらいになるとエンジン不調が発生する。不具合発生時にパワー・バランス・テストを行うと、1番シリンダのイグニション・コイルのコネクタを外しても変化がないため失火していると判断したとのことだった。



工場側でDTC（ダイアグノーシス・トラブル・コード）は正常であること、及び不具合発生時に1番シリンダの火花が強く飛んでいることは確認されていた。暖機後に不具合が発生することから圧縮は正常と判断し、燃料系の点検を進めていく事にした。1番シリンダのみ失火が発生しているのでインジェクタ不良を疑い単体点検を行ってもらくと、冷間時は約13Ω（基準値：13.8Ω（21℃））だが、暖機が進み不具合発生時には抵抗値が∞Ωになっているとのことだった。インジェクタが熱の影響で内部不良を起こし、暖機後に燃料噴射が適切に行えず失火していたと考えられる。後日インジェクタを交換すると正常になったとの連絡を頂いた。

今回トラブルの原因となったインジェクタは、先端の汚れや詰まりによりエンジン不調になるケースは時々あるが、内部不良になる事例は滅多に聞かない。また内部不良になる場合、熱の影響による抵抗の増大や内部の断線・短絡などあるが、正常・異常を繰り返すケースも珍しいため、先入観を持っていると見逃してしまう恐れがあると感じた。

その後ディーラーに確認すると、今回の車両のように年式に対して走行距離が少ない場合は過去に長期保管されていた可能性があり、保管状況によっては粗悪な燃料が影響し通常使用では起こりにくい今回のような不具合の原因になることもあるため、故障診断には車両の使用状況を加味して進めていく必要があるとのことだった。

またトラブルの原因究明においてはスキャンツールによる診断が不可欠になってきているが、今回のような車両側での基本的な点検の必要性も再認識した一件であった。

インジェクター

【警告】・作業中は火気厳禁

・燃料が飛散しないよう、ウエス等を置くこと。

1. 点検するインジェクターを取り外す。

【注意】・取り外した後は代わりのインジェクターを取り付ける。

2. フューエル インレット パイプ～フューエル パイプ間のフューエル ホースを取り外す。

3. 点検するインジェクターをSST(サブ ハーネス,メジャリング ツール,EFIインスペクション ワイヤ)を用いて外したフューエル ホースにセットする。

【SST】 09842-97201-000

09268-41047-000

09843-97201-000

4. SST⑥～⑮ (FC1～E1)間を短絡し、IGスイッチを「ON」してフューエル ポンプを駆動する。

5. インジェクターに 15 秒間バッテリー電圧を加えたときの噴射量を測定する。

【基準】 32～44cc

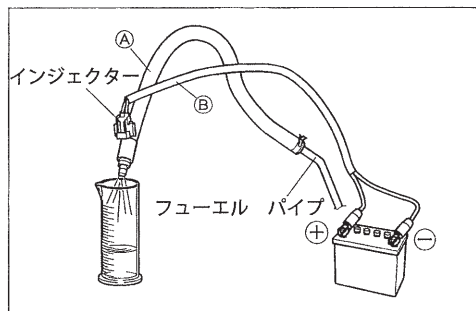
【注意】・「ON」、「OFF」はバッテリー側で行うこと。

6. 噴射量点検の状態からバッテリーを外し、1 分間にインジェクターからの漏れる量を測定する。

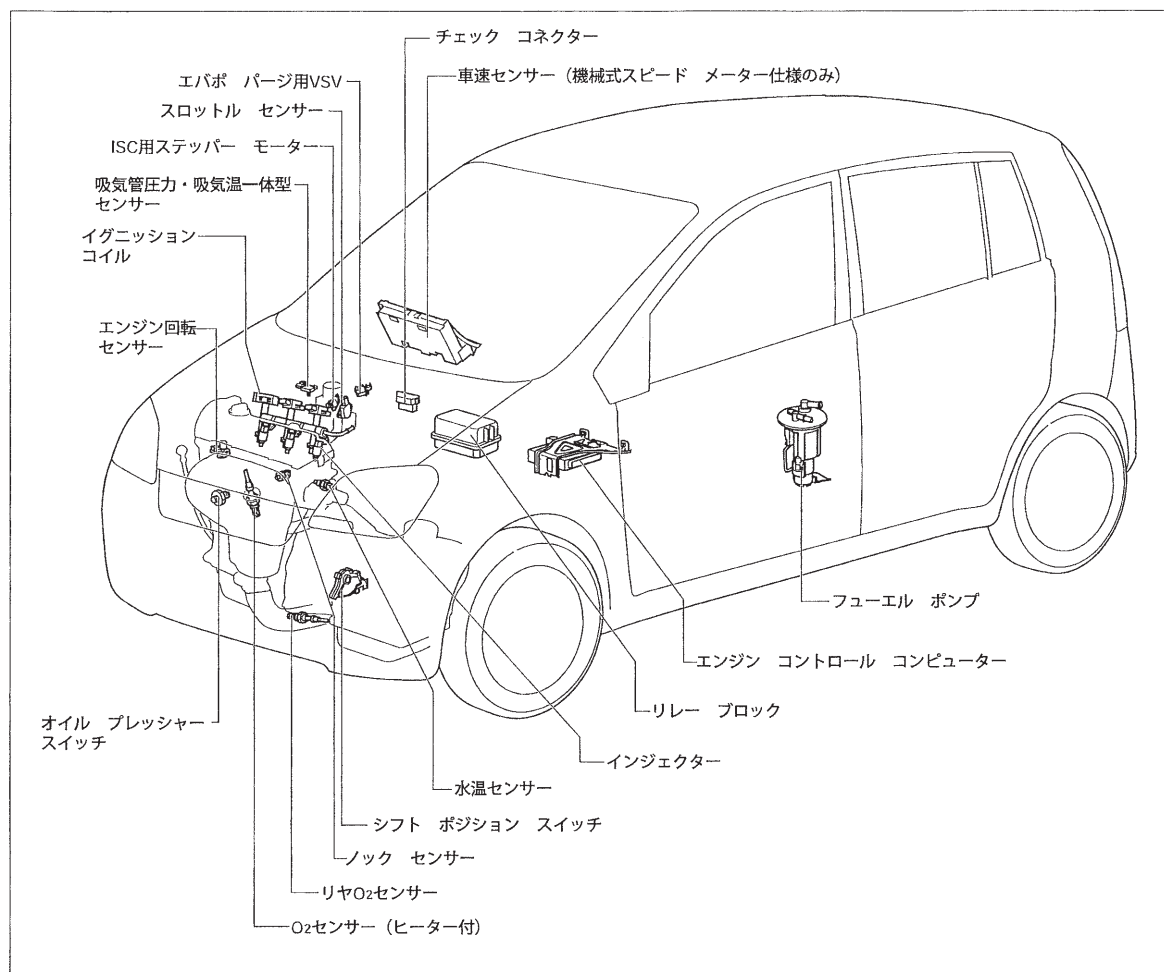
【基準】 1 滴以下

7. インジェクター端子間の抵抗値を測定する。

【基準】 13.8Ω (21℃参考値)



構成部品位置図





平成29年度 検査台数報告

(平成30年 2 月分)

登録自動車

平成30年 月 別	新 規		継 続		計		4 月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
2 月	380	539	15,990	2,006	16,370	2,545	175,517	28,358
対前年同月比	89.8%	93.9%	86.8%	89.6%	86.8%	90.5%	97.5%	96.7%
前年同月	423	574	18,429	2,238	18,852	2,812	179,936	29,325

軽自動車

平成30年 月 別	新 規		継 続		計		4 月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
2 月	358	217	15,902	3,163	16,260	3,380	156,220	34,547
対前年同月比	87.7%	111.3%	97.0%	90.1%	96.8%	91.2%	104.1%	99.1%
前年同月	408	195	16,397	3,512	16,805	3,707	150,097	34,861

登録車・軽

平成30年 月 別	新 規		継 続		計		4 月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
2 月	738	756	31,892	5,169	32,630	5,925	331,737	62,905
対前年同月比	88.8%	98.3%	91.6%	89.9%	91.5%	90.9%	100.5%	98.0%
前年同月	831	769	34,826	5,750	35,657	6,519	330,033	64,186

平成30年2月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

					徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計	
検 査 自 動 車	前年同月末車両数				315,853	402,999	491,775	254,466	1,465,093	
	前 月 末 車 両 数				316,025	403,722	492,353	254,950	1,467,050	
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,469	1,817	2,234	1,188	6,708	
				当 月	1,751	2,332	2,562	1,515	8,160	
				前月比	119.2	128.3	114.7	127.5	121.6	
		中 古		前 月	385	502	502	260	1,649	
				当 月	470	601	616	284	1,971	
				前月比	122.1	119.7	122.7	109.2	119.5	
		計		前 月	1,854	2,319	2,736	1,448	8,357	
				当 月	2,221	2,933	3,178	1,799	10,131	
				前月比	119.8	126.5	116.2	124.2	121.2	
		抹 消 登 録				1,955	2,553	3,128	1,521	9,157
		管轄変更（入）				687	1,279	1,297	450	3,713
		管轄変更（出）				872	1,464	1,378	786	4,500
	小型二輪車 増減				－7	－43	－43	－41	－134	
	当 月 末 車 両 数				316,099	403,874	492,279	254,851	1,467,103	
	対前年同月比				100.1	100.2	100.1	100.2	100.1	
	対 前 月 比				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
軽 自 動 車	前年同月末車両数				309,088	386,215	532,466	312,329	1,540,098	
	前 月 末 車 両 数				309,908	387,493	534,999	313,150	1,545,550	
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届	新 車	前 月	1,202	1,786	2,230	1,353	6,571	
				当 月	1,380	2,170	2,554	1,569	7,673	
				前月比	114.8	121.5	114.5	116.0	116.8	
		中 古		前 月	373	434	553	347	1,707	
				当 月	435	518	575	430	1,958	
				前月比	116.6	119.4	104.0	123.9	114.7	
		計		前 月	1,575	2,220	2,783	1,700	8,278	
				当 月	1,815	2,688	3,129	1,999	9,631	
				前月比	115.2	121.1	112.4	117.6	116.3	
		検 査 証 返 納				1,990	2,327	3,201	1,858	9,376
		転 入 ・ 転 出				53	－153	50	－120	－170
		軽二輪車 増減				－6	－12	－2	－24	－44
	当 月 末 車 両 数				309,780	387,689	534,975	313,147	1,545,591	
	対前年同月比				100.2	100.4	100.5	100.3	100.4	
	対 前 月 比				100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	
	総 合 計	前年同月末車両数				624,941	789,214	1,024,241	566,795	3,005,191
前 月 末 車 両 数				625,933	791,215	1,027,352	568,100	3,012,600		
当 月 末 車 両 数				625,879	791,563	1,027,254	567,998	3,012,694		
対前年同月比				100.15	100.30	100.29	100.21	100.25		
対 前 月 比				99.99	100.04	99.99	99.98	100.00		

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している